

表 メキシコ-アルゼンチン自動車協定の原産地規則

製品分野	原産地規則の内容
完成車(乗用車、小型トラック)	製品取引価額(FOB)に占める原産材料の価額合計が35%以上 (「原産材料」には労働コストや経費は含めない)
自動車部品	
原則(以下を除く)	HS4桁レベルの関税分類変更、もしくは製品取引価額(FOB)に占める原産材料(原産材料には労働コストや経費は含めない)の価額合計が35%(注)以上
ゴム製品(HS4009～11項)	HS4桁レベルの関税分類変更
車両用ガラス(HS7007項)	HS7001項(ガラスくず)もしくはHS70類以外の類(HS2桁)からの関税分類変更
ベアリング(HS8482項)	HS8482.99号以外の号(HS6桁)からの関税分類変更、もしくは製品取引価額(FOB)に占める原産材料の価額合計が35%以上(原産材料には労働コストや経費は含めない)
エンジン、原動機付シャシ、車体	完成車と同じRVCの計算方式でRVCが35%以上
カーオーディオ(録音/再生機付) (HS8527.21)	製品取引価額(FOB)に占める原産材料の価額合計が20%以上(原産材料には労働コストや経費は含めない)
カーオーディオ(その他) (HS8527.29)	製品取引価額(FOB)に占める原産材料の価額合計が20%以上(原産材料には労働コストや経費は含めない)
ギアボックス (HS8708.40)	製品取引価額(FOB)に占める原産材料の価額合計が20%以上(原産材料には労働コストや経費は含めない)
駆動軸及び非駆動軸、同部品 (HS8708.50)	製品取引価額(FOB)に占める原産材料の価額合計が18%以上(原産材料には労働コストや経費は含めない)
その他の自動車部品 (HS8708.99)	製品取引価額(FOB)に占める原産材料の価額合計が19%以上(原産材料には労働コストや経費は含めない)
完成車に組み込まれる部品を原産品と判断する基準	HS4桁レベルの関税分類変更、もしくは非原産材料価額合計が製品価額(FOB)の50%以下
自動車部品と看做されない部材を原産材料と判断する基準	HS4桁レベルの関税分類変更、もしくは非原産材料価額合計が製品価額(FOB)の50%以下

(注) 2025年3月18日まで適用される原産地規則。

(出所) ACE 55号別添II(原産地規則)、同附属書I 第7次追加議定書から作成